

（１）主要幹線道路の整備プログラムの策定

今回の都市計画道路の見直しに伴い、選択と集中により、真に必要な道路を効率的・効果的に、かつ、着実に整備していくため、主要幹線道路について整備優先度の考え方と、今後30年間（前期15年、後期15年）の整備の見通しを明らかにした整備プログラムを策定します。

道路整備を着実に進めるため、これまでの道路ネットワークの整備状況や、将来の交通量等の交通機能に重点を置くとともに、空間機能、市街地形成機能などの面からも評価を行い、路線・区間の整備優先度を総合的に判断し、主要幹線道路の整備プログラムを策定します。

（２）建築許可制度の運用の見直し

道路の都市計画決定がなされると、事業の円滑な執行を確保するため、道路の予定区域に建築物を建築しようとする際には、都市計画法第53条による許可が必要となります。

神戸市では、1987年（昭和62年）から用途地域や容積率などの一定の要件に該当する区間を対象に、建築制限を緩和する措置をとっていますが、主要幹線道路の整備プログラムの策定に併せて、建築許可制度の運用を見直します。

（３）都市計画道路整備の検証・評価と反映

今後の都市を取り巻く社会経済情勢の変化、他事業の進捗状況、地域のまちづくりの状況などに応じて、都市計画道路の計画内容や、整備の見通しを検証・評価し、その結果を必要に応じて反映していきます。